

(第十一部)

第六回 参議院農林委員会會議 録第七号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)
午後二時十一分開会

委員の異動

十一月二十九日(火曜日)委員兼岩澤一君辭任につき、その補欠として板野勝次君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○委員長の報告

○食糧需給に関する件

○委員長(補見義男君) 只今から農林委員会を開会いたします。最初に御報告申上げて置きますが、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案は、本日午議衆議院を通過いたしました。本院に回付され、本委員会に付託せられました。それから衆議院議員の提案にかかると農林法の一部を改正する法律案が本日予備付託になりました。右御報告申上げます。

○委員長(補見義男君) 本日はかねて議案になっておりました食糧需給の問題につきましても、農林当局から説明を仰い、それについての質疑をお願いいたしましたと思ひます。農林大臣はこの委員会と参議院の予算委員会との間を駆け持ちせられておられますので、必要に応じてこの委員会にも出席して貰うことにいたしました。先に食糧庁長官から説明を仰い、そしてそれに従つて御質疑をお願いいたしたいと存じます。食糧庁長官からは、先ず以て本年

年度の食糧需給計画、又食糧輸入の問題、その他関連した問題について説明を仰うことにいたします。

○政府委員(安藤子爵君) 昭和二十五年度に入つたわけでございますが、この二十五年度の需給推算是、例年でありまして十一月早々に立てましてお示しをいたしているのではありませんけれども、今回は国内の供給力の大宗であります昭和二十四年度米の補正供出量が漸く昨日決まつたような状況でありまして、向それに來年の芋類の統制問題が関係方面と折衝中でありまして、こういう需給推算であるといふことを、はつきりいたしましてお示しできないような実情にあるのであります。

概要を申し上げますと、供給の面におきましては、昭和二十四年度米、それから甘藷、それから二十五年度の麦、これは事前割当通り出る、それから二十五年度の馬鈴薯も、昭和二十四年度の馬鈴薯の事前割当通りの供出があるといふふうに一応仮定いたしました。供給量から工業用、種子用及び飼料用に充當せられるものを除きまして、飯用として充當可能な量を出したて見ますと、米につきましては、夏作の雜穀を含めまして、石数で申し上げますと、三千六百二十二万三千六百六十石といふふうに推定されるわけでありまして、それから……これは舊いたやつがお手許に行つておりませんか。それは二十四年度のもので、二十五年度のこの欄に相当したやつをきちんと入れることができ

れば、これは入れて出したのであります。今申しましたような事情で、この二十五年度の分につきましては、これをきちんと入れましてお示しができないので、大体の想定を入れまして、概要を申し上げてお示しをいたします。米は大体三千六百二十二万三千六百六十石、これは事前割当通り出るといふ想定であります。それから麦は七百九十五万八千六百二十七石、それから甘藷は、米石に換算いたしまして、三百六十九万九千九百九十五石、それから馬鈴薯は百三十三万三千石、こういう供出を見られると思ふのであります。これを合計いたしますと四千三百二十二万二千六百六十一石、これから輸送或いは加工、配給の過程におきますロスを見込みますと、差引四千九百九十五万二千六百六十一石といふのが供出として見られると思ふのであります。

それから需要の面であります。これは一般消費用と農家の家庭配給用と總計いたしまして四千七百九十一万九千石、これは勿論二合七勺ペースであります。それから労働加配その他は五百四十万一千石、總計いたしますと五千三百三十三万石になります。供給面が四千九百九十五万二千六百六十一石である、需要面が五千三百三十三万石である、需給面が五千三百三十三万石でありますので、差引をいたしますと千二百二十二万四千七百三十九石の不足といふことになるわけでありまして、これをトン数に換算いたしますと、百八十三万三千七百一十トンの不足になるわけでありまして、併しこの輸入につきましては欠減を見なければなりませんので、この欠減を見込みますと、要するに要補填量、不足量は、トン数で申し上げますと百八十八万八千七百二十二トンといふことになるわけでありまして、従つて供出が事前割当通りに達成されて、來年の甘藷、馬鈴薯が総合配給用として配給されるとしても、結局百八十八万九千九百八十九万トン程の補正を要するといふのが見通してあります。これは先程も申し上げましたように、供出の補正等が昨日決まつたばかりで、この点の手入れもいたしておりませんし、又全般の数字のつき合ひについて関係方面ともまだ折衝を開始しておらん段階でありますので、私共の從來の需給推算に基く大まかな見通しだといふふうに御了承願ひたいと思ふのであります。

尚この外に、年度が違ひますが、二十五會計年度の、一つの主食の需給推算といふものが考へられてきておるのであります。これは會計年度でありまして、二十五年度の、來年の四月一日を基準としまして、二十六年の三月末日に至る間の需給推算でございます。これは手算編成上その他の関係から、一応この需給推算をいたしておるのであります。米穀年度の需給推算よりは尙確実性がなないといふことは言えると思ひますけれども、予算面からして一つの需給推算をしておるのであります。これは公表いたしておりませんが、御参考までに概要を申し上げますと、この需給推算につきましては、甘藷を四億万貫、馬鈴薯一億五千万貫を主食用として計上いたしておるのであります。それから輸入食糧は、玄穀にいたしまして三百四十万トンといふものが輸入されるという前提で供給高を見込みますと、八千六百六十四万七千石の供給高になります。米は勿論來年の米でありますから、事前割当もいたしておりませんので、大体今年程度のものを見込みますと、他のものも推定をし、それから外国産の輸入食糧については三百四十万トンの輸入があり、又甘藷、馬鈴薯は只今も申し上げましたように、四億万貫と一億五千万貫のものが主食用として使つていくという前提で供給高を見ますと、八千六百六十四万七千石の供給高があるものであります。それに対して、需要が六千八百八十二万七千石、そうしますと、年度末の持越と申しますすが、差引二千四百八十八万石といふことになるわけでありまして、これは甘藷四億万貫と馬鈴薯一億五千万貫を主食用に計上しておりますために、この持越は相當高まつておるのであります。いろいろ現在論議されておるのであります。甘藷、馬鈴薯は、政府の配給食糧の枠からは差引くと、差引くと申しますか、外すといふよりかは措置を講じますと、この持越高はすつと減つて來ると、併し赤字にはならないといふことに會計年度としての見通しは持つてゐる次第であります。まだ数字がかなりまざつて、非常に難解な推算を申上げた

次第で、この点懸念であります。現在の段階におきまして、この程度の見通しであります。御了承願います。

○委員(菅見義男) 御質問があつたらしく、ちよつとその前にですね。この前飯野さんから質問がありまして、この次にはできるだけ取調べたい、取調べて報告したいということ、その問題があります。それは来年の三百四十万トンの中で、ガリオア・フアン

ドによるものが幾ら、コンマーシャル・アカウントによるものが幾ら等の数字が分れば知らして貰いたいということでありましたが、若し分つておればいいに。

○政府委員(安孫子勝吉) あとで、○委員(菅見義男) それじやあとで……

○岡田宗司君 ちよつとお伺いいたします。只今の御説明によりますと、二十五年度末の持越高が二千四百八十万石という、非常に莫大な数字になることが計算上出てくるのであります。これはまあ、仮定の点もありません、正確とは存じませんが、尙こでですね。半、薩摩芋、馬鈴薯がですね、米石にいたしまして、三百六十万石、馬鈴薯の方が百三万石ですか、両方合

せまして、四百六十万石、これを主食に加えないでも、尙且つ二千万石ぐらゐの持越高になるわけですが、恐らく今までに例のない莫大な持越高になる。そうなつて参りますとですね、これは倉庫の問題もありません、いろいろあつて、非常に多いことになつて困るんじゃないかと思うのですが、先ずその際において主食の増配ということ、が考えられるのじやないですか、その点どんな見通しですか。

○政府委員(安孫子勝吉) 二十五会計年度と申しますと、食糧年度といいたしましては二十六食糧年度が入つて来るわけでありまして、それで少くとも二十五食糧年度におきましては増配ということは考へておられません。二十六食糧年度、来年の十一月という時から増配をするかしないかということは、これはやはり相当研究問題であらうと思ひます。只今のところ増配をするといふことには決めておられませんけれども、いろいろな事情を考へなければならぬ、そういう希望も持てるのではなからうかというふうに考へております。それからさつきのガリオアとコンマーシャルとの関係でありますけれども、これは又年度が実は違ひまして一九五〇年のフィスカル・イヤー、今年の七月から来年の六月という、つまりアメリカの会計年度であります。これの数字を申上げますと、結論においてさつき三百四十万と申上げましたが、フィスカル・イヤーの方でありますと大体三百三十万程度になります。この三百四十万のうちのガリオア・フアン

ドによるものが百六十万トン程度、残り百五十万程度がコンマーシャル・アカウントというふうに見ております。これはアメリカの会計年度によるものであります。只今日の二十五食糧年度の分についてはございませんで、この辺で御推定を願ひたい。

○櫻野勝次君 その次の年は分りませんか。

○政府委員(安孫子勝吉) その次の年は只今手許にありませんから調べ

て。○岡田宗司君 戦争前の、食糧問題がこういうふうに移進しておらん時代に

おきましての大体標準的といひますか、理想的な持越高はどのくらいだったのですか。

○政府委員(安孫子勝吉) 戦争前の持越高といふものと、現在の全面的国家管理をしております際の持越高といふものとを比較するのは無理じやないかと思ひます。政府の手持の關係から申しまして、米穀統制法を政府が運用しております時分は、理想持越高八百万石と言われた時代があります。六百万石乃至八百万石というのが操作上の理想持越高と言われたのであります。併し、これは十月末日でありまして、併しその他に米がないわけではありませんので、一般に自由に流れております米がありますから、そういうものを除いて、政府の操作できるものがその程度あれば、大体その当時の運用においては理想的なものであつたわけでありす。これと今の持越とを直ちに比較することは適當でないと思ひますが、そういうふうには……

○岡田宗司君 現在の、つまり食糧操作を円滑にやる上においてどのくらい持越高があれば大体うまく行くのですか。

○政府委員(安孫子勝吉) この持越高はどこで切るかが非常に問題じやないかと思ひます。現在では全面的に国家管理いたしておりますので、例えば十月末日等の政府の手持高といふようなことを考へますと、これは本當の出廻りでありますので、その際の手持高といふものは、需給操作の上においては或る意味においてはナセンスになると思ひます。それで中間端境期の四、五月頃の政府の手持を幾ら見たらいいか、幾ら見る

ように操作を続けたいか、或いは本當に大端端期とでも申しますか、八月の早場米が出る頃の政府の手持をどの程度と見たらいいかということが一番重要な問題であらうと思ひます。この点を二月分見ればいいか三月分見ればいいか、いろいろ見解もあるし、又輸入の状況等もあらうかと思ひますが、まあいろいろ御批判は得なければなりませんけれども、二月、三月の操作米を持つということ、やはりその窮乏した時代においても、その程度の窮乏といふのか、年度の端境期においてもその程度を持つということ、これはどうしても最低限度必要なものじやないかという大體の考へを持つております。

○岡田宗司君 そういたしますと、今後フィスカル・イヤーにして三百四十万、それからその年度計算による三百四十万トンが今後比較的關係に入つて参りますという、来年の四、五月の端境期も八、九月の端境期も十分に賄つて、而も米穀年度末において先に言われたような手を除いての計算は二千万石の持越ができるということになつて来る。そういうわけでございますか。

○政府委員(安孫子勝吉) ちよつと説明が惡かつたと思ひますけれども、二千四百万石といふものは、これは甘藷を四億万貫、馬鈴薯一億五千万貫を主食用として使つた場合の持越が二千四百八十二万になるということでありまして、いろいろ論議されておりますように、甘藷と馬鈴薯を国民の潜在的食糧と申しますか、潜在食糧として政府の計画面から外して穀類だけでやるという計画を立てますなら

ば、この二千四百八十二万といふものは、ずつと減りまして持越は幾らでありましたか、むしろ過半数、もつと以下にこの持越がなるのであります。ただ甘藷、馬鈴薯を外しましてもこの持越高を割ると申しますか、ゼロなり或いは赤字にはならない、三百万とか四百万ぐらゐの持越になるというふうな形にならうと思ひます。これはつまり二千四百八十二万石の持越といふ大きい持越になるのは、甘藷、馬鈴薯を供給面に入れるからこういう持越になるのであります。これを供給面から外せばこれはぐつと減つて来るという数字なんでありまして。

○岡田宗司君 ところが先程その供給面のところの御説明によると、半の方が石数にして、米穀に直して三百六十万石、馬鈴薯の方が百三万石ですか、両方合せて四百六十三万石乃至四万石なんです。そういたしますと、二千四百万石といふことになる、やはり二千万石ぐらゐの持越になるのじやないですか。

○政府委員(安孫子勝吉) 供給面におきましては、これを外す外に、御承知のように甘藷、馬鈴薯は農家の保有に見込んでおりますので、この辺をやはり考へなければならぬ。そうしますと、この米なり雜穀の供出が減るといふ事情が一つ出て来ると思ひます。

○岡田宗司君 そういたしますと今後甘藷、馬鈴薯を若し統制を外すということになつて来るという、現在の農家保有食糧においても、甘藷、馬鈴薯はその保有量の中に加えない。そうしてやはり米麦において四合のものを保有量として認めるといふふうになると

の点どんな見通しですか。

こういうふうに窮迫しておらん時代に

の手持を幾ら見たらいいか、幾ら見る

でやるという計画を立てまするなら

有量として認めるといふことになる

承知して置いてよろしいですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) その点は勿論確定したわけでもございませ

るので、筋合を私から申し上げますならば、消費者の方の配給食糧からそういふものを外しますならば、やはり農家にについてもその点は外して考えるのが適当ではなからうかと、こう思つております。これは私の一筋の私見でありますので、政府としてこの点が決まつておるわけではありせんから、その点を御承知願ひたいと思ひます。

○岡田繁司君 只今のお話によりますと、若し甘藷、馬鈴薯の統制が外されると、農家の保有量から甘藷、馬鈴薯が除かれる。そうなるので参りまして、今の四合の保有量というものを認めることになりまして、米の供出量というものが、生産がうんと増加しない限りは減ることになつて来る。その場合における供出は、現在三千万石内外のも

のが供出されておるのであります。その場合におきましては供出量はどのくらいになるお見込みですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) まだそこまでの推定をいたしておりません。或いは農家保有で、甘藷を見ておりますものが六十万トンくらいではないかと私は記憶しております。そうしますと六、六、三十六の……四百万石くらい

のものを、その外に馬鈴薯もございすから、その程度のもが保有として見込まれておるといふに私は記憶しております。

○岡田繁司君 そうしますと、大体甘藷、馬鈴薯、雑穀の保有量を除きますと供給量が減る、大体そうなる米の供出量は現在の状況から見ると五百万

石くらい減るので、大体二千五百万石程度の供出量になるといふくらいに計算できるわけなんですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) まあ大まかに申し上げますればそういうことになりうかと思ひます。六十万としまして四百万石、そうしますと、今の大体供出が三千万石程度でございしますから、四百を引きますと、八百です。二千八百、三千万石を割ると思ひます。そういうことに筋合としてはなつて行きます。

○羽生三七君 さつき御説明の中にちよつと落ちておりましたのですが、アメリカからの輸入額三百四十万トンには、これは米は入つていないのでございします。ついでにその入つていない場合に、若し南方地域から入つて来る米の量、本年度と、来年度の見通し、この前ちよつと承わりましたが、正確な数字をもう一度お尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(安孫子磨吉君) これは米が入つております。

○羽生三七君 この中に入つておりますか。

○政府委員(安孫子磨吉君) はい。

○羽生三七君 それで、先程の三百四十万トンに大豆を入れて約三百七十五万トンの輸入が可能だといふ場合に、先程岡田君のお話がありましたように、本年度よりもトシ換算約百八十三万トン程度の不足で、欠減量を含めても百八十八万トン程度、これに三百七十五万トン入つて来た場合を考えますと、どう考へても、これは今の日本の需給推定よりは非常に大きい数字になる、そつだと仮定するならば、片側農林次官もアメリカで発表しております

が、三合配給というようなことを前提としなければ、今のペースでは却つて過剰になるような感じがするのですが、この辺どうですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 二十五米穀年度の算定で入れば、米麦の外に勿論半額を総合配給用に廻すといひまして、百八、九十万、二百万トンのものが入る。会計年度でやはり三百四十万トンのものが入るといふことになりまして、甘藷、馬鈴薯を主食から外さんといふことにすれば、二千四百万石以上の持越しになるといふ全体の調子から考えますれば、少くとも来年度の十一月一日以降は、増配といふことが考えられるのではなからうかといふことだと思ひますが、この点は二十四万石といふものを持越し観点から言いますと、その点は相当可能性があると思ひます。その外に又甘藷、馬鈴薯の総合用からのものを外すという問題を一つ出て来るわけでありまして、それが甘藷、馬鈴薯を総合用に入れて増配をするか、甘藷、馬鈴薯を外して現行を維持するか、或いは甘藷、馬鈴薯を外しても尚且つ増配ができるかといふような数個のケースが考えられると思ひうのであります。この点のいろいろ見通しについては、我々としては研究過程にありまして、只今直ちに来年の十一月一日以後増配ができるかといふことを、実は申上げる段階ではございせん。その辺の実態はケツスを見合

ひましていろいろ研究を續けていられることとございします。

○羽生三七君 先程の三百四十万トンのアメリカからの輸入は、これはそつという予想で計画を立てているというだけ、別に何か拘束される性質のもの

ではなくて、若し南方あたりの米が、本年度の割当十六万トンが更に増加して何十万トンになる。又価格の点でも輸入として引合。或いは日本の工業製品の見返りとして適当だといふ場合には、アメリカの三百四十万トンを逆に南方の米の方に繰入れるという可能性はありせんか。

○政府委員(安孫子磨吉君) そういふ可能性はあります。

○羽生三七君 やつぱり政府から出して頂いた統計の中に、南方から入つて来る米の価格が、今の日本の現行価格に比較すれば割高のようになっているのであります。仮にすべての諸統制が撤廃され、自由貿易になつたときに、農林省として想定される価格はどんなものかちよつと伺ひたい。

○政府委員(安孫子磨吉君) ちよつと今資料を持つておりませんが、南方米の価格が今後どうなるか、これは予測を許しませんが、現在の状況から申しますと、相当先は下つて来るのだらうと思つております。併しそれがどの程度に下るかといふようなことは、これはちよつと私も見当がつきませんし、まだ輸出国におきまするいろいろな経済統制と申しますか、政策の問題も絡んで来ると思ひますので、幾らと申上げるわけには行きませんが、大勢といたしましては相当下つて参るのだと、こういうふうに思つております。

○委員(橋見義男君) ちよつと十分間休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後三時三十七分開会
○委員(橋見義男君) それでは只今

から休憩前に引續いて委員会を再開いたします。

○板野勝次君 もう一度確めて置きますが、これによりまして、二十五年年度の日本の会計年度で外国から入つて来る食糧が三百四十万トンと理解しておるのですが、昭和二十四年度の飯用需給推定からして百八十二万九千トン、これは差引きの不足を輸入食糧でやるのだといふのですが、全体として二十四年度のこれ以外の現に入つて来たものと、それから二十四年度中に入らうとするものとの内訳は幾らになるのですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 二十四年度と申すのは、会計年度です。三百四十万トンと申したのは、これは日本の会計年度でありますから、今年の四月から来年の三月まで……

○板野勝次君 ですから今年の会計年度の分……

○政府委員(安孫子磨吉君) 今年の四月から来年の三月までの輸入食糧が幾らになるかといふこととございしますか。

○板野勝次君 そつです。

○政府委員(安孫子磨吉君) 只今そついう整理をいたしておりませんので、これは整理をいたしましてお答え申し上げます。会計年度でございする問題を扱いましたのは、二十五年年度において初めてのことでありまして、従来は米穀年度で来ておりました、会計年度の整理を実はここにおいていたしておりません。新しく整理して参るのであります。

うふうふ予定からすれば、伝えられて
いるように甘藷の統制というものが外
にされて行つて、且つ食糧の増配が可能
になるといふうちに、先程來の説明か
らして伺えるわけなんです、ところが
そこで問題になつて来るのは、輸入
食糧というものを、こちらの日本の飯
用の需給推算からして食糧の輸入計画
を立てておられるのか、それとも向う
から今年はこれだけやると言つて、日
本が頼んだ数量を超えても輸入して貰
うのか、これは食糧長官に聞くことは
ちよつと無理かと思うのですけれど
も、どちらを楯にして、この需給推算
との關係において、輸入食糧をどうい
う關係において……どう言つたらよい
のでしょうか、考えたらいいのかど
うか、つまり需給推算の側から見て輸
入食糧をやられておるのか、輸入食糧
がどんなに入つて来るからそれに押さ
れて行つて、いろんな統制なり、需給
の問題を考へて計画しておるのか、基
本的な構想を伺つて置きたいと思いま
す。

○政府委員(安藤千磨吉君) 私共の申上げますのは、作案の面から見まして、実態を申上げるのでありまして、基本方針がどうであるかという点には触れないで申上げて置きます。従来であります、日本の需給推算を立てまして、どうせ足りないのでありますから、足りない食糧をどうしても補填をせして貰わなければならぬという意味合において、日本側において翌年度なりの需給推算を組みまして、そしてそれに基く不足数量というものを出して、司令部と折衝をして、又司令部といたしましてはあちらの方の研究もあられますので、その間に折衝を重ねてこ

の需給推算を作り上げておるのであります。今回の三百万トンの問題も概ね

そういうコースで来ておるのでありますが、尙日本の経済安定の意味から、或いは世界の穀物生産の状況等からいたしまして、そうした行き方の外に別の考慮も払われておるのではなからうかという点も、単に従来のように入りぎり需給推算に基く補填量のみを入れる、これはまあガリオア・フアンドでありますから、アメリカの予算に関係いたしますので、その点はきちんとちゃんとやつておりませんが、今後コンマーション・アカウントが殖えろということになりますと、更にその点は従来よりも多少ほけた形において作業が進められて行くように私は思っております。

○榎野勝次君　そうしますと輸入食糧が増大して来て、これが仮に三百四十万トンなり三百七十万トンになつて来ますと、つまり辛類の作付統制というものゝが勿論必要になつて来るでしょうが、増産して尙且つ余るといふことになるのじやないのでしょうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) この二十五會計年度の計数上から見ますれば、そういう議論もできると思います。それから増配をしても尚且つ余剰という数字ではないと思います。

○板野勝次君　それから先程ちよつと岡田君からも出ておりましたが、農家の保有米についても、私はただ米麥四の合と思つてよいかどうかといふことを聞き漏らしたんですが、やはり本年度と同様に、この輸入食糧が増大して来たが、農家の保有米というものは現状のまま置かれるつもりですか。或いは一部保有農家に対してもつと飯米を確

保するということの理由を……お殖やしになる考えはあるのですか。

○政府委員(安孫子壽吉君) 農家の飯米についてはいろいろ問題がありますし、計数的な基礎も判明いたさない限り、なか／＼四合保有の問題を、効果を挙げることは困難だと思いますが、一部保有農家については明瞭な状況であります、これを完全保有農家と區別する意図は、根拠というものは余りない。従来需給の緊迫を、需給のバランスをとる意味におきましてそうした措置を講ぜざるを得なかつた事態があつたので、まあこういう結果にもなつておるので、この際は一部保有農家の保有量につきましては善処したいと考へまして、只今のところいろいろ関係筋と折衝しておるところでございます。

○門田定壽君 甘藷と輸入食糧の問題
 についてお尋ねしたいのですが、現在の日本の食糧事情から申しまして、現に三百六十万トンも海外から食糧を輸入せにやならん、こういう立場でもる日本の現在においては、もつと食糧の

増産を図らねばならん。この意味においてこの甘藷というものはもつと増産して、そうして政府は奨励して、これをもつと買入れてこの輸入を縮小するというのが私は本当ではないかと思ひます。その意味においてこの甘藷の統制を撤廃してこういうことをするといふことは、今の方針で行くといふと、食糧の増産について大きな支障が起りはしないか。

それからもう一つお聴きしたいのは、輸入食糧について、三百六十万トンの輸入計画というものは、或いは日本の食糧増産のための三百六十万トン

の輸入は必要ないという場合の割当はどうなつておるか。そうして外国との

關係は、一旦これを契約したもののならばこれを輸入しなければならんということよな立場にあるかないかということについて御方針が承わりたいと思ひます。

○政府委員(安孫子磨吉君) 国内食糧の需給度を高める意味において甘藷、馬鈴薯等はやはり配給食糧に入れて、まあそういう刺激と申しますと變であります。そういう態勢の下にはやはり増産を図つて行くということが、適当ではないかというお尋ねでございますが、その点は私共十分了承できるものであります。私共といたしましては、やはり国内食糧の充実、拡充という線が適當であろうと考えまして、いろいろ考へておるのであります。そうか

と申しまして甘藷、馬鈴薯を現在のように全部、例えば工業用等に至るまで政府が買入れ、これを配給して行くということはどうであろうか。主食用糧度のはやはり政府が操作をして、主食用以外のものは外すというような

ところ、現状においては適当じやなからうかというふうに考えまして、そういう線で実はいろいろ増産を進めておるわけでございます。

それからこれが国内の増産が非常に成功した場合でも、尙且つこの三百四十万トンというものは入れなければならぬかどうか。これは勿論特にコンマ一シャル・フアンドにつきましては今後漸次そちらの方にコントラクトする機能も移つて参らうかと思ひます。そうしますと一つ／＼の契約について審査をし、これを入れるか入れないかという点もこちらでやつて参るようになる。

ろうかと思ふのであります。そういう
段階になりますれば、勿論国内の情勢

によりまして、三百四十万トンと決め
ましても、或いはそれ以下でも濟む場
合もあるし、もつと殖さにやならん場
合もあるという意味においての弾力性
を持たせるといふことは可能であらう
と思います。

○門田定憲君　只今のお答で甘藷の、つまり工業用使用する甘藷、馬鈴薯まで政府の手でやるということは考えていない……これはよく分つていますが、若しこの工業用に廻されるところの甘藷、馬鈴薯の価格が、政府の決めた価格と、或いは又生産の多い、少いによつて或る一定の商人に取引させるといふと、価格の不公平な取引が将来起らねばよいがと私は考えるのですが、これらについては将来政府が

買入れるにしましても、將來自由取引するに當つて、甘藷や馬鈴薯の價格について政府が相當なこれは監督をして、正しい取引をさして、生産者に生産意欲を向上させるのが本當であると考えますので、これらの自由取引につ

を一つ承わりたいと思います。

○政府委員(安藤子爵) 価格の問題でございますが、従来のようにこの価格統制という様なことは、やはり自由適当でないんじゃないか、やはり自由価格であるべきだと思います。併しそのうかといつてこれが非常に農村に打撃を與える意味もありますので、その観点からもやはり甘藷、馬鈴薯につきまして、主食用と申しますと、概ね四割、五割程度のものになりますので、相当大量のものになりますと、或る程度

りますので、その間に折衝を重ねてこ

一部保有農家に対してもつと飯米を確

本の食糧増産のための三百六十万トン

いう点もこちらでやつて参るようにな

大量のものになりますと、或る程度の

ものを政府が買う。或る意味において

懸子入れをしてやるといふような措置

を講じますれば、全体の大勢に相当い

い影響を與えるものであらうと思ふの

であります。それにしましても、或る

地帯においては、暴落をして来て

て、工業原料を必要とする事案から

買ひ叩かれるといふ場合も予想され

る。生産者の立場から見ても、こうし

た問題はひとりで価格統制といふよう

に頼らずして、やはり生産者の自主的

な出荷統制なり或いは生産者自らの協

同組織による自衛手段といふような措

置を講じて参りますことがやはり適

当なのじやないかと私は思つておりま

す。

○山崎恒吉 芋の問題に入りましたか

ら、芋の問題をお尋ねしたいのですが、

来年度の大体予想は四億五千萬、馬鈴薯

一億五千万を買入れたといふよう

な発表であるのでありますが、その買

入れの方法及び価格の点ですが、価格

は現在の価格の立て方は、米に準じた、

パリティ計算による米に準じた価格

に比例したところの価格の出方をし

ておるのでありますが、来年度の甘藷

四億五千萬並びに馬鈴薯一億五千万

の買入れは、価格の点については、現

在通りのような価格の立て方をとるの

かどうかといふ点をお尋ねしたいとい

思ひます。どう思ふのであります。

又従来までとつておつたところの芋

の特殊会計において、差額伝へると

いたいと思ふのであります。○政府委員(安藤子晴吉君) 現在の甘
藷価格は、米価を基準としたしまして
この比率でもつてやつて来ておりま
す。而も食糧事情が随分窮乏して来
ておつたのでありますから、対米価格
順次上つて来ておるのが実情でありま
す。来年度におきまして、然らばどう
いふ価格で買入れるか、政府で買入場
合にその買入れの方法並びに価格が非
常に重要な点になつて来るのでありま
して、この点は目下いろいろ研究中で
ありますので、具体的に申上げる段
階に至つておりませんが、併し甘藷の
価格が対米価格において少し高くなり
過ぎておるといふ私は感じを持つてお
ります。甘藷の用途を拡げ、又甘藷を
原料とする各種工業が起きて、甘藷の
消化が促進され、而も或る場合には甘
藷が潜在的な食糧として供出されて行
くといふような観点からいたしますと
ならば、やはり増産に拍車をかけると
同時に、かような面において、やはり
食糧が非常に窮乏して来た当時のよう
な対米価格の価格よりもやはり下げる
べきものではなからうかといふ、極端
に下げるという意味ではありませんけ
れども、多少調整する点があるのでは
なからうかといふふうに考へておるわ
けであります。ただ極端なことはでき
ませんけれども、需給の緊迫化に即応
して甘藷の価格が、自由経済當時から
見ましても上り過ぎておるのじやない
かといふように私は考へております
が、この点はもう少し慎重に研究して
行きたいと思ひます。

が、その間の事情といふことでありま
すが、昨年の特別会計におきまして百
億余の赤字が出ております。赤字と申
しましても現物がなくてといふような
意味の赤字じやございませんので、消
費者価格に繰込みました金額を超えて
支出された金額と、こゝういふ意味の赤
字であります。その主なる原因は、昨
年の甘藷が非常に超過供出がよく出
て、これは一五〇〇万トンの超過供出
を繰込んでおつたと思ひますが、結果
において一四五〇万トンの超過供出
と三〇〇万トンの超過供出が非常に、非
常にじやありません。倍率を加へた高
い価格で政府が買入れて、安い価格で
配給をするといふ結果になりますので
で、その差額が繰込み率から見ると赤
字の形で出て来た。この事情のために
甘藷の統制問題が起されたかどうか
といふ点であります。私はそれのみ
ではないと思ひますが、これはその
問題も一つの原因として甘藷の統制問
題が論議される端緒になつたと思ひ
ます。

○赤澤興仁君 只今の芋の問題でござ
います。政府において、供出完了後
の自由販売を認めるという、これの法
的根拠を一つお教えを願ひたいと思
ひます。一つと、それからもう一つ
は、政府といたしましてこの需給推算
の上では一応お考えになつていらつし
やらないやうであります。超過供出
の量をどの程度期待されております
か。その点も伺つて見たいと思ひます。
それから第三点は、新聞紙上では輸入
食糧が三百七十五万トンといふやうな
ことが出ておまして、一般にはそう
いふことを期待しておるわけでありま
すが、今御説明によりますと、二十五

年の会計年度で三百四十万トンとい
ふことになりまして、あの三百七十五
トンという数字、輸入の期間のずれと
かなんとかがあるのではなからうかと
思ひます。それではあります。これにつ
いて一つ……
○政府委員(安藤子晴吉君) 三百七十
五万トンと申しますのは、恐らくこ
の外に大豆がございまして、主食に
充当しますのは三百四十万トンであり
ますが、この外に大豆等がございま
すので、それを含めた数字だと御了解
下さい。それではあります。
それから今年の超過供出はどれくら
い見込むかといふお話でございする
が、これはまあ新聞等でも御了承にな
られておると存じますが、二十四年度
の米の補正問題について非常に問題を
惹起しまして、当初百四十万七百万で
る指令を受けまして知事会議を招集し
ましたところ、到底収まりがつかま
せんで、結局二百四十五万石という補
正数量で、昨日知事会議の了承を得た
のであります。この折衝をいたした過
程におきまして、本年の超過供出をど
う考へるかという問題が実は論議され
たのであります。率直に申し上げます
と、予算上では三百万石程度のものを
見ておるかと思つております。私は
実績から見まして百五十、六十万石、こ
れは来年度の作柄の如何にもあります
が、来年度の九月、十月頃までの出る分
を含めまして百六十、七十万石程度の
ものではなからうかといふように一応
推算はいたしておるのであります。こ
が、今回の補正に絡みまして一応了解
をしております。大体超過供
出は、本年は二百万石程度を考慮に入
れるといふふうにいたしておるわけ
であります。
それから第一点は芋の統制、自由販
売の根拠といふことであります。供
出完了後の自由販売といふことで、昨
日、供出完了後の自由販売の方針を閣
議において御決定を願ひまして、それ
に基づきます食糧管理法の規則並びに
告示を改正いたしましたわけでありま
す。この規則はいろいろございする
ので、食糧管理法の施行規則の二十一
条、二十二条、主として二十一条、二
十二条……それじやちよつと所管課長
から……
○説明員(安田善一君) 芋の統制の
解除であります。一部の統制の解除
でございします。その関係の法令とい
ましては、食糧管理法第三條に基
きまして、御承知の食糧確保臨時措置法
に基づきます食糧計画中の供出数量
が、政府に発表しすべきことが命令さ
れておるわけでありまして、その分
は生産者にも供出して頂き、政府も買
入れる予定の、それ以上の統制の解除
でございします。その供出数量
量以外については政府に売られなければ
ならんことは、食糧法の第九條に基
きます命令が出ております関係上、
その命令を改正いたしますればできる
のであります。その命令は、政令と規
則、正確に申し上げますれば、食糧管理
施行令と食糧管理法の施行規則及びそ
れらに基づきます農林省の告示によ
つておるのであります。先づ第一に、
生産者の政府以外に売ることを許す意
味の自由販売をいたしましては、その
施行規則の第二十二條、これに基く告
示の二といたうところがあります。又
施行規則第二十一條と施行規則三十二

条、そのいりものも関係しております。いずれも生産者は供出を完了したあとで政府以外に売つてもよろしい、又売る以外の譲渡をしてもよろしいという関係の規定であります。今度は売る方でないに、買つてもよろしい、政府以外から買つてはいけないという制限が現在にはありますので、それを買つてもよろしいといふに改正いたします。その分は、施行令の第六條にその規定がありますから、政令の改正といたしましてそれを改正したのであります。

その他附加して申上げますれば、移動とか、輸送とか使用の制限があります、それはそれ／＼施行規則二十三條、二十九條、三十條及びそれ／＼に基く農林省の告示であります。

○岡村文四郎君 多少生産に關係があらうから、食糧庁長官にお話をすることは無理かと存じますが、併し今まではお扱いになつておられたからお分りになると思ひますが、二十五年産産からは、甘藷、馬鈴薯の澱粉は食糧としてお扱いにならうということに考えられるのですか、そうでありますか。

それから次は種子を今まで食糧で扱われておつたのであります、これも外していいやうなことになりますか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 澱粉であります、半額を原料といたします製品については主食としての扱い、これをつまみ食糧特別会計の扱ひものとしての食糧として二十五年産においてどうするかという点のお尋ねと思ひますが、実はこの点は、来年度産の芋についてはいろ／＼問題がありまして、

やつは、これはどういふことにならうと思ひます。私共の申上げております各般の情勢なり政策という意味を持つて四億万貫の甘藷、それから一億五千万貫程度の馬鈴薯を買ふということになりますとそれ以外のものは自由といふことになりまして、自由なものによつて生産された澱粉或いはその他のものは自由におのずからなると思ひます。政府がやつた場合にそれを生産で配給をやるか或いは加工品でやるかという問題が残るやうと思ひます。その際に芋粉、澱粉の形態でやることと適當であるといふことになれば、政府の委託加工とか何と云う形で配給することにならうと思ひるのであります。端的に申しますれば、四億貫買つて政府が主食の中に繰込むといふことになれば、それによつて生じた芋の資金と云ふものはやはり政府の枠内に入る、そうでないものは自由になるといふやうにならうかと思つております。

それから種子馬鈴薯であります、これは来年度買ふといはしてしましても、政府といたしましては、これはまあ主食用に充てるものを買ふ、こういう意味でありまして、種子馬鈴薯はやはり外して、別に自主的に出荷計画なり何かそういう形においてやるべきものではなからうかと只今のところ考へております。

○小川久義君 先程山崎さんの特別会計の赤字の問題のお答えには、超過供給の何かの問題で百億内外の赤字が出たというお話のように聴いたのです、先般本会議における私の質問に対して大蔵大臣は、芋が腐つたこと及びいろいろな失敗によつて九十億の赤字が出た、その赤字は消費者価格に繰込

んですでに現在はない筈だといふ答弁をしておるのであります、ところが本当が本当か、長官のおつしやるのが本当か、芋が腐つて赤字が出たのか、超過供給に赤字計が要つたから赤字が出たのか、その点を伺いたいと思ふこと、それから二十五日の委員会のときにお願いしておつたのですが、二十四年の三月三十一日現在の食糧特別会計の決算書をお出し願ひたいといふことをお願いして置いたのですが、次の委員会あたりには是非お出しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) この赤字の原因は、勿論この腐敗等もあらうと思ひます。私は今はのきり覚えておりませんが、併し腐敗といふものも一応ある程度見ておられます、それが消費者価格の中に繰込まれております、それが、それが非常に予定よりも多かつたといふことであれば、それによつて赤字が出るやうな場合はあると思ひます。私の只今までの理解いたしてありますところは、主としてこの超過供給が予定よりも非常に多かつたための赤字といふものが大きいものである、その外に腐敗のやつも若干あらうかと思ひます。

それから御要求になりました資料は、二十三年度の決算でございまして、これでも、これは目下会計検査院に提出いたしておりました明日は出せると思ひます。

○小川久義君 大蔵大臣は消費者価格に繰込んですでになくなつたといふ答弁をしてありますが、その九十億内外の損害をいつ芋の価格なりに繰込むやうにお決めになつたのか、三月以降芋の価格の改訂はないと思ひますが、その九十億はいつどういふやうに繰込まれたか、その点をお伺ひいたします。

○委員(橋見義男君) 小川さんに申上げますけれども、一応その問題は御欠席の農林委員会の方に取上げまして、農林大臣から詳しく説明を願ひて、大蔵大臣の答弁は全然間違ひであるといふことになつておりますから、御参考までに申上げます。

○政府委員(安孫子藤吉君) これはもう少しはつきり申上げた方がいゝかと思ひますので、後にして頂きたいと思ひますが、結局二十三年度百二十億くらいは赤字であるが、そのうち半分くらいはこれは公団未納金だと思ふので、あとは只今申上げましたやうな原因による赤字で、公団未納金はそこで切りますから赤字のやうな形になります、その次の年度になつて入つて参りますので、これは赤字といふわけには行かぬので、一定の時期を区切つて締切ると、そういうふうになる、まあそういうことは計数的に別に申上げますけれども、それを消費者価格に繰込んでいつ消したかといふことは、これはまだ消しておりません。今後の消費者価格の問題には主としてなるのじやないかと思ひます。今年の四月に消費者価格を上げましたときに、それまでの分については或る程度消しておる分がございまして、それで残りまして、消費者価格の際には考えなければならぬと思ひます。だから御質問のやうに、そういうものを全部消してしまつておるのだといふことは言えないと思つております。まあもう少し詳しくは整理をいたしまして次に申上げます。

○小川久義君 そうすると大蔵大臣が本会議で答弁したことは、全然嘘だといふことですね。この点どうですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私は全然嘘だとも思ひませんので、要するに腐敗の点も算出の二つの原因になつておりまして、それから超過供給の点もありまして、大きい点を私は申上げただけでありまして、これはまあ大蔵大臣が言われて、それから九十億といふ数字も、いろ／＼年度の切り方とか、或いはそれをどういふやうにして消すとかいふ算定の方法によりまして、実態は同じでも計数的に違つたものが出来たのであります、その一つを大蔵大臣が言つておるのだらうと思ひます。私は大蔵大臣が全然嘘を言つたものだと考へません。

○小川久義君 細かい問題はいろ／＼ありまして、無くなつてしまつたといふのに、あなたの説明ではまだ残つておるのだと、これから芋を売つて赤字を埋め合せるのだといふんです、そこは根本的な相違があると思ひますが、これに対してどう考へになりますか。

○説明員(安田善一郎君) 補足して、御参考になるくらい説明として聴いて頂きたいのですが、大蔵大臣がどうおつしやつたか、正確なことは聞いておりませんので、その意味との関連では御質問に應じ得ないかと思ふのであります、食糧管理特別会計は、二十三年度末におきまして、従つて本年の三月末になりまして、その前年ずつと續けて、例年の継続として、百二十億の赤字があるのではございせん。二十三會計年度だけを提えますと百二十四億ばかりになるのであります。その内訳の主なるものは、公団未納金、こ

○政府委員(安孫子磨吉君) 来年度の
内訳の主なるものは、公団未納金、こ
が出た、その赤字は消費者価格に繰込
に伴つて保管料とか、集荷手数料とか、
運賃とかいろいろなものが出て参りま
す。その関係の諸経費を全部集計いた
しまして、そしてどれだけ今後配給す
る主要食糧では経費が要るであろう
か、こういうことを再検討いたしまし
て、消費者価格を従来の価格にいたし
ますれば、赤字がどうなるか、その赤
字を年度末に消そうといたしますれ
ば、何ほ消費者価格を上げなくちやあ
いかんかというのをこれから決める
のであります。併し補正予算におきま
しては、原則が、来年三月の本会計年
度末におきましては収支のバランスを
合せる原則でありますので、従つて一
月頃を目途にして約一割の消費者価格
の値上げをすれば、昭和二十四会計年
度を通じて赤字は皆消えてしまつて
収支のバランスは合ふ、そういうこ
とになつておるかと思ひます。
○小川久義君 現在はあるわけなん
で、
○政府委員(安孫子磨吉君) 現在ど
れだけあるとか、どういふ原因である
かは正確に出ないわけでありまして、進
行中でありまして。
○小川久義君 先程も申上げましたよ
うに、大蔵大臣の言つたのは、半の属
つたのと、いろいろの失敗で赤字が出
たと云つておられるのですが、食糧庁で
失敗から赤字が出たがでない。これ又
大蔵大臣はなにことを言つておると、
○政府委員(安孫子磨吉君) まあいろ
う見方があるのだらうと思ひますが、例
えば私共は手がつくと出ることは、食
糧需給操作の上で非常に結構なこと
であつて、それによつて赤字が出たこ
は、これは決して失敗じゃないと思へ
ておるのであります。その辺はいろ
いろ考へ方が違ひます。
○小川久義君 考へ方じやない現実の
問題です。
○門田定憲君 簡単に尋ねたいこと
は、今年の供出について。収獲の予想
が、我々農業者の考へておつたことは
ですね、非常に減収になつてゐる、約
二千万石も全般的に減つてゐる。い
れ実態調査があるのだらうと思ひま
すし、実態調査の結果、いよく農村が
減収であつて、事前割当の完納がで
ないという場合、その場合に私は米の
代用供出として甘藷をですね、甘藷、
馬鈴薯を認めるといふことを希望す
るんですが、これについて政府当局の
考へがないか、方針を聴きたいと思
ふ。向この本年の減収というものは、
我何十年農産しておる者が稲を刈つて
見たところ、稲の束の数は、昨年よ
り相当増えている、昨年より相当増収
になるかも知れんと楽しんでおつた結
果が、精米にして見たところが意外に
減収になつてゐる。この減収たるや、
暴風雨でもないし、虫害でもないのに、
今年は減収が實際にある。この減収の
原因について、当局は詳細にこの原因
を科学的に調査を進めて貰ひたい。こ
れについて当局の御意見が聴きたい
と思つておられます。
それからもう一つ、輸入食糧の三百
四十万トンというものが、ちよつと
さつき長官の説明を聴き落しました
が、日本金にして幾らになるか、日本
の石数にして二千万石と聴いたたけ
れど、はつきり、ちよつと聴き落しま
したからその点について一つ御説明願
ひたいと思ひます。
○政府委員(安孫子磨吉君) 本年の作
況に鑑みて甘藷の代替供出を認めるか
という点であります。これは前年度
と同様に甘藷の代替供出は認めない
という方針で行く予定であります。た
だ本年の米穀が相当薄手であるという
事情も分りますので、五等米を設置し
まして、従来でありますこれを割
限附で買入れておつたのであります
けれども、これを全面的に各県にお
いて買入をして、幾分なりとも生産者
の苦しみを緩和したいと考へてお
ります。
それから今年の作況の悪かつたこと
については、原因を究明するつもりで
あります。農政局所管でありますので、
で、私からも連絡をいたしますが、実
際非常に切羽詰つたといふことで、
過ぎちやつて、最後は非常に悪いとい
ふことになつたんで、いろいろな農
技術の指導上においても問題があるの
ではなからうかと思ひますので、よく
農政局長にお伝えして置きます。
それからさつき数字で三百四十万
トン、これを石数に直しますと二千四
百……後で申上げます。この価格であ
りますが、これは品種別にいろいろ違
ひますし、それから例えば小麦にいた
しまして、コンマ一シヤル・フアン
ドの分はどこから入れるか、アルゼン
チンから入れるか、オーストラリアか
入れるか、これによつて価格が違つ
て来るわけでありまして。一応の概数で
あれば弾き出せるかと思ひますが、只
今のところ総金額といふものを弾いて
おりませんので概数を弾いて……
○門田定憲君 それでは後日によろし
うございますから、総金額を調査にな
つてから結構です。もう一つ伺いま
す。それで重ねて伺ひたいのです
が、我々として米の米の供出が可
能であれば米を供出するのですが、実
際調査の結果、いよく供出が、本
にすると分らない。甘藷の代替が何
ねば農民は供出する米がないという
場合が分つておられます。はつきり分
も甘藷等の代替は断じて政府はとら
ない、明年は、明年の生産がでない
も甘藷の代替は認めないという方針
ですか、それをはつきり聴いて置
○政府委員(安孫子磨吉君) どうして
もないといふものはですね、これはま
あとろわけには行かないと思ひので
す。これは従来もそういうことで来
ておる。ただそのないという原因が、こ
れはまあいろいろな事情がありまし
て、本場に獲れないでない場合もあり
ましようし、まあ獲れなくても外に使
つちやつてなくなつたといふ場合もあ
るし、これはやつぱしやかましく言
ますれば、一人々々よく実情をはつき
りさして、そして本場に獲れないで
ないのだといふものについては、これ
はとれないものかと思ひますので、こ
れ。そういう措置も例外的には講ぜざ
るを得ないかと思つておられます。
○岡村文四郎君 二十五年で甘藷四
億万貫、馬鈴薯一億五千万貫を買入
れるという計画のようでありまして、
そこでそれを生甘藷、生馬鈴薯で何ぼ
らい食糧に配給する御計画が伺ひ
たい。これは非常に明年度の農
業計画に必要があるので、私は本
年の確の数字を知りたいのであり
ます。そのまゝでは行つておらんよう
でありますから、大体のことで結構
であります。

れは約六十三億の管であります。こ
れは前年度は公団の物件費、事務費は
国庫の交付金を出しまして、そうして
その公団が販売マージンから得らるべ
き見返りの引当金は、交付金になつて、
国庫に納付することになつておつたの
であります。国庫の交付を止めせし
て、政府の米等を売り出した代金の延
納で、食糧公団だけは措置することに
なりましたために、公団の物件費、事
務費のあと半年分は、食糧特別会計が
貸した形になつております。従つてこ
れは本会計年度中に返さるべきもので
あります。その残余が早稲米奨励金
の超過が予定よりうんとありましたの
で、約二十一億くらいであります。そ
の外農産物の支払について、食糧会
計が共済保険の特別会計に繰入れるも
のが不足いたしました。その不足が五
億、半の超過、特に切干しの超過が二
億以上出まして、三十五億、その公
団関係以外の赤字を言へば赤字で
あるわけでありまして、併しなから補正
予算或いは将来の米価の予定或いは本
会計年度末において赤か黒かとか、ど
う処理するかといふことは、別個の問
題でありまして、それを御質問になつ
ておられるのであります。その関係
係におきましては、赤字の百二十四億
出ました前年度末におきましては、或
る程度の赤字が出ておるのでありま
す。その赤字を繰入れるとか、或いは
四月に消費者価格の改訂を主要食糧に
行はしたので、そのベースだけで
若干の収入増もありました。それから
大蔵大臣の御説明もあつたと思ひま
す。本年産の米価はパリティー指数一
五六で仮改訂しましたのに応じまし
て、借入代金も違ひますれば、又それ
に伴つて保管料とか、集荷手数料とか、
運賃とかいろいろなものが出て参りま
す。その関係の諸経費を全部集計いた
しまして、そしてどれだけ今後配給す
る主要食糧では経費が要るであろう
か、こういうことを再検討いたしまし
て、消費者価格を従来の価格にいたし
ますれば、赤字がどうなるか、その赤
字を年度末に消そうといたしますれ
ば、何ほ消費者価格を上げなくちやあ
いかんかというのをこれから決める
のであります。併し補正予算におきま
しては、原則が、来年三月の本会計年
度末におきましては収支のバランスを
合せる原則でありますので、従つて一
月頃を目途にして約一割の消費者価格
の値上げをすれば、昭和二十四会計年
度を通じて赤字は皆消えてしまつて
収支のバランスは合ふ、そういうこ
とになつておるかと思ひます。
○小川久義君 現在はあるわけなん
で、
○政府委員(安孫子磨吉君) 現在ど
れだけあるとか、どういふ原因である
かは正確に出ないわけでありまして、進
行中でありまして。
○小川久義君 先程も申上げましたよ
うに、大蔵大臣の言つたのは、半の属
つたのと、いろいろの失敗で赤字が出
たと云つておられるのですが、食糧庁で
失敗から赤字が出たがでない。これ又
大蔵大臣はなにことを言つておると、
○政府委員(安孫子磨吉君) まあいろ
う見方があるのだらうと思ひますが、例
えば私共は手がつくと出ることは、食
糧需給操作の上で非常に結構なこと
であつて、それによつて赤字が出たこ
は、これは決して失敗じゃないと思へ
ておるのであります。その辺はいろ
いろ考へ方が違ひます。
○小川久義君 考へ方じやない現実の
問題です。
○門田定憲君 簡単に尋ねたいこと
は、今年の供出について。収獲の予想
が、我々農業者の考へておつたことは
ですね、非常に減収になつてゐる、約
二千万石も全般的に減つてゐる。い
れ実態調査があるのだらうと思ひま
すし、実態調査の結果、いよく農村が
減収であつて、事前割当の完納がで
ないという場合、その場合に私は米の
代用供出として甘藷をですね、甘藷、
馬鈴薯を認めるといふことを希望す
るんですが、これについて政府当局の
考へがないか、方針を聴きたいと思
ふ。向この本年の減収というものは、
我何十年農産しておる者が稲を刈つて
見たところ、稲の束の数は、昨年よ
り相当増えている、昨年より相当増収
になるかも知れんと楽しんでおつた結
果が、精米にして見たところが意外に
減収になつてゐる。この減収たるや、
暴風雨でもないし、虫害でもないのに、
今年は減収が實際にある。この減収の
原因について、当局は詳細にこの原因
を科学的に調査を進めて貰ひたい。こ
れについて当局の御意見が聴きたい
と思つておられます。
それからもう一つ、輸入食糧の三百
四十万トンというものが、ちよつと
さつき長官の説明を聴き落しました
が、日本金にして幾らになるか、日本
の石数にして二千万石と聴いたたけ
れど、はつきり、ちよつと聴き落しま
したからその点について一つ御説明願
ひたいと思ひます。
○政府委員(安孫子磨吉君) 本年の作
況に鑑みて甘藷の代替供出を認めるか
という点であります。これは前年度
と同様に甘藷の代替供出は認めない
という方針で行く予定であります。た
だ本年の米穀が相当薄手であるという
事情も分りますので、五等米を設置し
まして、従来でありますこれを割
限附で買入れておつたのであります
けれども、これを全面的に各県にお
いて買入をして、幾分なりとも生産者
の苦しみを緩和したいと考へてお
ります。
それから今年の作況の悪かつたこと
については、原因を究明するつもりで
あります。農政局所管でありますので、
で、私からも連絡をいたしますが、実
際非常に切羽詰つたといふことで、
過ぎちやつて、最後は非常に悪いとい
ふことになつたんで、いろいろな農
技術の指導上においても問題があるの
ではなからうかと思ひますので、よく
農政局長にお伝えして置きます。
それからさつき数字で三百四十万
トン、これを石数に直しますと二千四
百……後で申上げます。この価格であ
りますが、これは品種別にいろいろ違
ひますし、それから例えば小麦にいた
しまして、コンマ一シヤル・フアン
ドの分はどこから入れるか、アルゼン
チンから入れるか、オーストラリアか
入れるか、これによつて価格が違つ
て来るわけでありまして。一応の概数で
あれば弾き出せるかと思ひますが、只
今のところ総金額といふものを弾いて
おりませんので概数を弾いて……
○門田定憲君 それでは後日によろし
うございますから、総金額を調査にな

それから食糧が非常に緩和されて今までやつておりました米、麦、大豆その他あらゆるものの難航、その他までずつと入れておりましたが、とうとうこれし「あわ」「ひえ」のごときものもまだ入つておりましたが、例えば落花生まで入つておりましたが、この際相當に重要な穀物だけに、後の物は統制を外すというお気持があるかどうか。殊にえん麦が入つておりました。このことを一応お伺いしたいと思います。

○政府委員(安孫子謙吉君) 来年四億或いは一億五千万貫買うといたしますと、これはやはり原則として私共はそのまの形において配給をしたいと思つておりました。それで例外的には加工形態を採る場合もありますが、今のところどの程度を加工形態にするかというところは決めておりません。今後の問題でございます。それから難航で、こういう状態になれば、外していいものが相當あるんじゃないか、これは私も御尤もだと思います。それで落花生その他の問題については、やはり向う側と申しますか、関係当局とよく折衝してその辺を決めて参りたいという考えはしておるのであります。いろいろ話しておる段階でございます。

○岡村文四郎君 明年はえん麦が相當に増産されると思つております。そこで内地の需要は、尤も就馬が盛んになつた関係もありまして、非常にえん麦を要求しているようでありまして、このえん麦を、これは人間の食糧になる分は微々たるものであります。主として飼料に廻つておるのであります。この統制はどうお考えになつておられますか。

えん麦は北海道として非常に重要な作物でありますし、肉食糧自給の面から申しましても相當役立つところ。併し又一面馬糧としての性質も相當あるものであります。現在の段階においてこれを直ちに外すということ、私はできません。状況が好転して参りました場合には、再考慮をして行くべき性質の作物であらうと思つておりました。

○岡村文四郎君 東京に始終おられます。オートミールを是非出して来い、という注文が非常にあるようでありまして、オートミールは、御承知のように日本ではそうありませんが、諸外国では非常に上品な食糧であります。そこでオートミールを出すことに計画するならば、そのような作付をし、種子から選んでからなければならぬと思つておりましたが、そういう考えを保持しておることは無理かどうか。

○政府委員(安孫子謙吉君) どうも見込みでありますので、私も何とも申上げかねますが、差当りはちよつと無理じやないかと私は思つております。

○岡村文四郎君 今のところ無理ですか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 来年あたりまではそれは無理じやないかと考えております。

○山崎恒君 甘藷類の統制撤廃は、政府としても相當重大決意をして、将来の食糧の需給の見通しをつけての今度の決断と思われのであります。而もさうなことで、従来の甘藷は三十日前後配給して初めて日本の食糧事情がバランスがとれておつたのを、これを半分以上に買上げを停止し、而も統制を撤廃するということになります。

と、強いところのこの供出というものは、強制的でないわけになります。そこで主としてこれが補填は輸入食糧に仰ぎますということになるのであります。この輸入食糧の今年度の三百四十万トンという数字については、少くも本年度は聞くところによりまして、外国の、米穀園内の穀類の生産状況は非常に好転されておる。併しなからこれが永続的に輸入の見込があるかどうか。再びこれが輸入がこれ以下に引下つたという場合に、国内の芋は外し、従つて再び日本の食糧需給が非常に窮乏する虞れがないかどうかというような点を一つお伺いしたいのであります。

引続きまして、芋の買上げの操作の問題が先程、目下研究中だというようなお話があつたのであります。商品として買上げます上におきまして、今度は統制が撤廃されて、大枠で恐らく四億五千万貫或は一億五千万貫の甘藷並びに馬鈴薯は、政府は予約栽培なり、或いは従来の供出割当の実績によつての特約制度等の方法をとり、と思われのでございます。そこで価格の面が、特に私は先程も申上げたのであります。そこで長官は、従来芋類は割り方高値であつたというような発表をされたのであります。そこで急にこの統制を外したために、政府の買上げるところの芋の価格を引下げるということがあつたとしたならば、農家の望むところの打撃はひとり芋類ばかりでありませんが、非常に大きな打撃を蒙ることに相成ると思ふのであります。従いましてこの買上げ段に關しましては、飽くまでも米に準じたところの価格の取り方を要望いたします。

いたしたいと思ふのであります。又買上げ方につきましては、従来公団の諸類局そのものの取扱が、単に伝票制度のみによつて買上の中間のマーヂンを主張しておつたというに過ぎないのであつて、ここに私は赤字の原因が相當懸念されておる。例えば七億五千万乃至六億の欠減額をすでに見込んでおるということが、非常に私は芋類買上の欠陥でなかつたか、かように思われるのであります。さうな点から考えますと、現在全国に作られましてこの農薬協同組合は、殆んど各町村全部でできておりましたので、かような組織を十分に活用してこそ、政府の食糧政策の強力なところの私は機關に相成らうと思ふので、今後の買上げ方については、十分政府の考えられる意図をその辺に織込むことを要望いたします。又その点について長官の御意見を伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(安孫子謙吉君) 芋を四億五億だけ買つて、外を外す、外国食糧の見通しも今年はいい、将来に亘つて必ずしもどうとも言えないのだから、その辺はどうも考えておるのかというお尋ねだと思ひます。勿論農作物でありますから、漸く生産条件が回復して参ります。順次この上昇カーブを辿つていくことは否めないものであります。農作物でありますために、どういふ年が来るかもこれは分りません。そうした場合に、芋を、つまり現在やつておられますような統制方式から外して、そうして主食用の四億五億だけを買つてやるということじや不安じやないかというお話でございます。

が、私は統制を外して四億五億程度を政府が買つた場合に、甘藷の減産がどういふことになるかということが一つの大きな問題だと思ひます。これはいろいろ見方があらうと思ひますが、いゝ減産をいたしましては、一割から二割程度のものじやなからうかという御意見も承つておられます。まあ一割合じやなからうか、又品質は相當よくならないことも言われております。そういうので食糧としての芋が日本からなくなるのではございませんで、この消費の形態、ルートがつまり政府配給でないという形において消費されるということでありまして、形式的なことも申します。二合七勺ペースには入れないけれども、その他はやはり食糧として消化されるものでありますから、その意味においては、さうおつしやられる程悲観すべきものでない。従つて今後努力いたして参ります。如何にして芋の生産を確保して行くかという点に政策の重点を置くべきではなからうかというふうに考えております。

それから芋の買上げ価格、買上げの方法等について、いろいろ御示唆を頂いたのであります。これは私共いろいろ各観点から研究いたしたいと思ひますので、御意見も十分承りまして立案したいと思ひます。尚価格の点は只今御指摘のありましたように無難にこれを安くするといふような方法はとるべきでないと思つております。

○板野勝次君 先程数字が分らんでありますからそのままだつたのですが、芋の統制撤廃を七億五億のじやないかというのに対して、余らんだらうという御意見でありました。今数字を

見たらそれが分つたのもう一つ確めて見たいと思ひます。総供給高八千六百六十四万七千石でありました。それに対して需要高が六千八百八十二万七千石、差引二千四百四十万石、そしてその中から半が四億圓、馬鈴薯が一億五千万圓で、大体換算すると三百六十九万石になるのではありません。そうして差引きましても相当な数量が残るし、仮に平均五割配給したにしても、その差額は余つて来るような計算になるのではありませんが、僕の計算が違ふのか、何やつて見ても余る計算が……

○政府委員(安孫子磨吉君) それは先程申上げましたように、配給の面ではそういうことでありますが、農家保有の方を、まあ半を外すということになれば、農家保有から外して考えるのが適当じやないか、そうしますと、つまり米とか麦類の供出減がそこに出て来るわけでありまして、供給量としてその辺を弾き出しますと、そう沢山の持越にはならないということも申上げたのであります。

○板野勝次君 少し持越しになるわけでありませぬ。

○政府委員(安孫子磨吉君) 持越になります。

○板野勝次君 数字が全体として平均五割ずつということになりますれば、赤兎もいるのだし、してみると仮に一千四百四十万石に見ると余るだらうし、それから農家がやはり大きな分を横流しをしているというの、外国から食糧が入つて来ればやはり出て来るといふ計算になつて来ると、どうもだぶつくような感じがして出て来ないのです、農家が完全に飯米を確保して尚且つ食糧が過剰になる計算しか出て

来ないのですが、もう少し検討して或る程度の輸入食糧と見合はした本當の意味の需給推算というものを示して貰いたい。

○政府委員(安孫子磨吉君) この十一月から来年の十月までの需給推算につきましては、その事情も十分繰り込みまして、前提条件が近いうちに必ず整いますから、はつきりしたものを示したいと思います。

それから先程お尋ねのありました二十五年度の大體三百四十万トンの金額の推定であります、これは非常に概算を弾いたので正確ではありませんが、大體九百億見当にならうかと思ひます。

○委員(横見義男君) 外に御質疑はありませぬか。ちよつと私から確めて置きたいのですが、先程半の統制の撤廃について、赤沢さんの話で供出後の自由販売についての法的根拠は分つたのですが、元から全部外すということとは法律の改正を要せずしてできるかどうか、それを皆さん前からいろいろの問題にしておられるのですが、その点一つ説明して頂くといふ思ひでございます。

○政府委員(安孫子磨吉君) 十分研究はしておりますが、食糧法の建前もありません、法律の改正を必要とすると考えております。

○委員(横見義男君) そうすると法律改正をせず、或いは半の統制を撤廃するといふことを決めても、その統制撤廃は意味がないといふやうに理解していいのですか。それも腹立たがつておられるのです。

○政府委員(安孫子磨吉君) 若し閣下の方針として、半は買わないのだ

というやうな措置を講じますれば、それは法律を改正するといふ前提で、そういう決定になるのだと思ひます。

○羽生三三君 それでどうもやはり半だけでなしに、農産物全般について、例へば薪炭需給特別会計で一手販売、一手買入の制度を設けられたら強いて買わなければならぬといふことからいへば、問題が起つたのです。同じやうな問題が次々と統制撤廃によつて起つて来るのだと思ひますが、少し研究して置かんと……

○板野勝次君 それに関連して、今の計算から行つても、どうしても半の統制撤廃をやつてしまつても尚食糧が余つて来るというやうな關係になつて来るの、戦争中から作れ……と言つて、今羽生君が言ふのと同じやうに、ここで統制を撤廃してしまつて、一体作付の転換と言つたつて、その半の作付の転換といふものが必ずしもできるとも限らないので、そうすると或る程度まで薪炭の問題と同じやうなほうりつ放しにするのじやなくて、或る程度までのこいうやうな転換に伴う半額の補償制度のやうなものも考えられる必要があるのじやないかと思ひます。例へば輸出の希貨なんかについては、金融の保証とかその他の補償制度といふものを……設けて行くけれども、農民の場合には何らそういう補償制度のやうなものを設けて、政府の責任において政策を転換するといふ場合の補償がない。これはどうしても考究して農民に迷惑のかからないやうな方法を考へて貰ひたいと思ひます。それに対する御見解を一つ、御無理かと思ひますけれども……

○政府委員(安孫子磨吉君) 御説のよ

うに、戦争中又戦後を通じて半の食糧需給緩和の面において果しました役割は非常に大きいと思ひます。従つて政策の急激な転換をして、これを放任してしまふといふやうなことは採るべき方針ではないかと思ひます。その際に補償制度的なことを考へるかどうか、まあそういう意味も兼ね合せて、やはり一種の価格支持的な政策として、政府が買入といふ方針も必要じやなからうかといふ点から考へておるわけでありませぬ。急激に作付転換を考へても、これはなかなか……実行はできないと思ひます。又その時間をかけましても、これだけの面積のものを、外に転換する作物といふものはそうなからうかと思ひます。従つて漸進的に参りまして、その間に……半を原料といたしまして、諸工業の発達なり調整を促しまして、そうして半の価格が或る程度に保持され、有効に使われるといふ政策に移行して行くべきものじやなからうかといふやうに考へております。

○板野勝次君 従つて政府は何かさういふものを具体的に用意して貰わないことだから、できれば或る程度までさういふものを立案するやうな約束がして貰えるといふわけには行かないものですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) その点は、私共農林省といたしまして、農政局なりその他と連絡をとりましていろいろ検討を加えておるところであります。

○山崎恒君 今板野さんが御意見を出された半の生産農家に対する補助政策ですが、これは私は本会議でも申し上げ

したが、政府が今日まで重要視して

た半を急速に統制を撤廃するといふことになりまして、勢ひこれは買上値段の問題は、一時その繰で買上げられるとしても、他の半は必ずこれは叩かれる處がある。そこで農家の取る打撃は大きい。殊に半の品質の問題が取上げられるのですが、従来の半は増産一方で、沖繩とか或いは茨城一号とかいふやうな反当り千貫乃至は千二百貫といふやうなものができておつたので、奨励試作として、政府が種半の問題について、転換する種半が、一時どの原でも相当増産用の種が普及されておるので、固いところの農林系統の半の種といふものの確保が非常に至難だと思ひます。でありますので種々の面

で、日本全国の半の品種の改良を、政府みずから政策的に又予算の面で助成的にすることが、転換し又農家のためになるのじやないか、固のためになるのじやないかと思ひます。そのやうな点も一つ考へて貰つたらどうかと思ひます。

○政府委員(安孫子磨吉君) その通りだと思ひますので、十分研究いたします。

○岡村文四郎君 食糧庁長官ばかりお聴きして御迷惑をかけておりますが、農政局長がおいでになつたのが、これからお聴きたいと思ひます。

○委員(横見義男君) 食糧需給に關連してお聴き下さい。

○岡村文四郎君 二十五年度の予算が来月の十一日か十二日に提出されるといふことになつております。予算が提出されるやうになつておりますと、日本の食糧需給計画が決まつておると考

へたが、政府が今日まで重要視して

えておる。そこで我々一番心配いたしておりますことは、政府の食糧計画は、今までは行きつたりでたつたものであつて、何らの計画もなかつたというところであり、そこで非常に変動期に向いて、水田が不作で、おる百姓ばかりならぬ、これは大した計画的なものでもないと思ふのであります。いろいろのものを作つておりました、今農林省で二十五年度食糧増産計画ができておらんといふことであつてはならぬと思ひます。その点は何より皆さんの狙うところでありまして、今立てておきます農林省の行きつたりでたつたものでない、真の日本の食糧計画をこうして行くのだといふ方針をお示しになつて貰つて、それから徐々にお聴きしたいと思ひますからその点説明をお願いします。

○説明員(農田部長) 日本の食糧事情も非常に變つて参りましたし、將來の農業計画は、やはり世界農業の一環としての日本農業というように結びつけて考えなければならぬ面もあるわけでありまして、お説のような從來の一定の米麦等を非常に偏重いたしますような政策につきましては、これは漸次變つて行くべきものであらうと思つております。従つて私共といたしましては、やはり農業経営に弾力性をつける、そして農業計画というものが本當に農家の自主的な計画によつて立てられる、そういうふうな方向に行くことが適當である、我々といはしましては、そういうふうな面から、將來の農業計画を立てます場合には、単に主食偏重といふふうなことではなく、できるだけそういうふうな農家の自主的な経営を採入れて作つて参りたいという氣持でおるわけでありまして、それにつきまして

北海道なんたでは五カ年計画といふうなものをすでにお立てになつております。私共も趣旨においては非常に賛成でございます、今後漸次各地方庁においてああいうふうな計画を立てられ、それができるだけ採入れられるように進んで参りたいと思つております。

○岡村文四郎君 今の局長のお話では、農家が自主的に計画を立てて、それを成るべく採入れて行きたいといふお話でありまして、日本政府としては何等の計画もないようでありまして、適地適作に我々の方で立つたままを採り用してそれによつて計画を立てられるといふことは、簡單ではあります、それで、國の政策ではないのであります。もう今日になつて、予算が提出されるのに確たる方針がないといふやうな政府では困る。農林大臣にお聴きしてもこれも余り分らんと思ふ。それより事務家の方がいいと思ふのだが、その事務家も同じ、それではどうするか。そんなことでは日本の國は相変らず行きつたりでたつたをやつておることになる。そこで百姓の今後の一番困ること、農家の経済恐慌といふことである、農林省は、昨日の討論会で増田官房長官は、農村に恐慌は来たらぬ、そんなことを言われては困る、こんなことを言つておられたが、全く知らぬに程がある。日本の農村の事情は、去年は農業手形を二十四億借りて事は済んだ。何とかそれが減るやうに願つておりましたが、二十四年度は百五十、六十億にも達したといふことで、段々深みに入つておられます。そこで、段々高い、生産に必要なものを使つて生産したものは下るに決まつておる。イ

ンフレでありせんから、デフレになつて来る以上は、そういうことになつて来ると思ふ。百姓は予想以外の迷惑を蒙ります。そこで百姓は米麦の外何をやるがいいかといふことを考えねばならぬと思ふ。それを我々が中間におつて何とか示唆をし農業経営に遺憾なからしむるやうにすることが我々の責任であるに拘わらず、あなたの方でたつたものを総合的に考へてみて、それによつて行くといふものがあつてもない。それで、日本の將來は非常に不安であるから、局長は一刻も早く總理大臣なり閣僚に相談するなりして日本の農業の大方針を立てて貰わんと、ないならそれでいい、それで上げれば結構だが、きょう日になつて予算がもう十日くらいで出るといふのに何もなしといふことは甚だ遺憾だと思ふ。その点僕の考が違ふかどうか聴きたい。

○説明員(農田部長) 御意見は私共全然同感でございます、正しく、そういう方向に行かざるやならんと考へております。各種の農作物につきまして、やはり一定の何と申しますか、需給の面を見合ひまして、この程度の生産であるならば、農産物価格も維持され、又安定するといふやうなことを、これは國際農業とも通じてこれを考へて行かなければならぬと思つておるわけですが、將來の農業政策の基礎といふものは、やはりそういうふうな計画が立つて、それに基いて大体こういう作物はこれくらい作る、これが望ましいといふ計画を指示いたしまして、そしてそれに従つて農家がおのずと自主的な経営を、それを目標にしてやつて行くといふ方向に私共はやつて参る必要があると思つております。お説の点については、私共も十分研究いたしておるわけでありまして、至急これがそういうふうな方針が確定いたしました、指示できるやうなふうにしなさいと思つております。

○岡村文四郎君 実はひとり局長ばかり責めてもいかんのですから、これ以上申上げませんが、そこで農林大臣と安本長官を呼んで貰つたければいいかと思ふ。これは安本長官の計画数といふものを示しておきます。それでこれを実行するについては予算が伴わなければできないので、五カ年計画などがある。それで安本長官が、できれば大蔵大臣も呼んで来て談話め談話をし、でつち上げるといふことにしたいと思ひます。

○門田定藏君 運営について、今日は大臣も見えんやうです、大体他に会合もあるし、いつまで委員会を続けられる積りですか。今日はこの辺で打ちつて貰いたいと思ひますが。

○委員(補見義男君) 今の安本長官、農林大臣は明朝出席を要求いたします。

○委員(補見義男君) それからちよつとこの際御報告申上げておきますが、たび／＼この委員会で薪炭需給特別会計の問題について御審議を願ひまして、その際にその都度当局から参考資料を徴しておつたのであります。が、今お手許にお配りいたしました薪炭政策沿革といふこの綴りでありまして、これは私共の委員会でも要求された資料を便宜としましてお手許にお配

りいたしましたので、今までやりました委員会における資料と重複してあるものもあると思ひますが、御参考のためにお配りいたしましたから、御覧を頂きたいと思ひます。

○委員(補見義男君) それから最後に問題になつておりました単作地帯の明年度の予算につきましている／＼な経過がございましたので、その経過を簡単に農政局長から御報告を承ることにいたします。

○説明員(農田部長) それではちよつと単作地帯の折衷案代りには農業英の種の生産助成の予算が、今年度は一億でございましたが、昭和二十五年には大体二億四千万といふことで、一応日本政府内においてはまとまりまして、司令部の方に今そのアプループの手続が進められておるわけでございますが、それに關係いたしまして、単作地帯の予算という、むしろこれはさしてこの際重要でない、重要でないと言ふよりも、他に必要予算の増加をしなければならぬ關係上、而もそれを一応認められたい農林省予算の範圍内でこれを認めなければならぬといふ關係上、何かすでに認められたものから削減をしなければならぬといふやうなことがございまして、単作地帯の予算を、昨年も認められたい北海道の分と併せまして全部で二億四千万、これを削つて、これをそれだけの必要な予算、例えば農地關係の予算でありますとか、改良局の予算でありますとか、農林省の行政移譲の問題でありますとか、そういうふうな方面の支出増に振向けたいといふ話があつたわけでありまして、一度、それは私共とい

たしまして非常に困るというところで
石川 津吉君
2 第二十五條第一項の規定により
の生産数量が農林大臣の定める生
「変更があつた場合」の下に「又は

るわけでありませう。それにつきましては、産したものは下るに決まつておる。イ、う方向に私共はやつて参る必要がある

資料を便宜とりまゝとめてお手許にお配

けであります。一度、それは私共とい

たしまして、非常に困るということでお話をいたしました。これについては、補見委員長からもわざわざ「おいで頂きます。いつかお話を頂いたのであります。一時それで御了承を得ておりましたのであります。一昨日又NRの方からお話がございまして、どうしてこの分の削除をしたいという話が又起つて参つておりましたので、これにつきましては私共といたしましては、すでに認められた予算については、これは日本内部においてすでに必要ありとして決まつたことであるからして、これはそのまま認めて頂きたいという話をしておるわけでありませう。昨日私は参りませんでした。が、会計課長がNRへ行つてお話をいたしましたときには、やはり非常にむづかしいような様子であつたのであります。本日もし確か大蔵省の財務官、それから主計局関係の人と、それから会計課長と揃ひまして、全部行きて交渉を確か続けられておるわけでありませう。会計課長が行かれました結果は、まだ交渉中で決まらないというふうなことに相成つております。非常に我々の予算が危くなつておりますわけでありませう。その点を一つ御了承頂きたいと思ひます。○委員長(補見委員長) それではこの程度にしまして、明朝は十時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会
出席者は左の通り。
委員長 補見 義男君
理事 羽生 三七君
平沼 太郎君

委員	
石川 準吉君	政府委員
藤野 繁雄君	食糧庁長官
岡田 宗司君	農林事務官(農政局長)
門田 定藏君	農林事務官(食糧庁企画課長)
池田宇右衛門君	安孫子藤吉君
柴田 政次君	安田善一郎君
高橋 啓君	
星 一君	
赤澤 與仁君	
加賀 操君	
徳川 宗敬君	
山崎 恒君	
板野 勝次君	
池田 恒雄君	
國井 淳一君	
岡村文四郎君	
小川 久義君	

十一月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案

食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 第二十五条第一項の規定により地方農業調整委員会を置いた場合において前条第一項の指示を受けるときは、都道府県知事は、その指示に従ひ、当該区域については、前項の規定にかかわらず、都道府県農業調整委員会の議決を経て、当該地方農業調整委員会の区域に係る農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、且つ、これに従ひ、地方農業調整委員会の議決を経て当該区域内の市町村別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示しなければならない。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、都道府県農業調整委員会の議決を経て、前条第一項に規定する組織以外の組織についての市町村別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示することができ

る。

4 前項の場合には、第二項の規定を準用する。

5 都道府県知事は、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県農業調整委員会の議決を経たときは、又は前四項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその議決又は指示に係る農業計画を公表しなければならない。

第五條中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改め、第三項を第五項とし、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、第一項の農業計画を定めるときは、主要食糧農産物の生産数量が農林大臣の定める生産者保有標準数量によつて算出した生産者保有数量に満たない生産者については、その生産者に係る農業計画において供出数量を定めなければならない。

4 第一項の農業計画は、前条の規定による指示において定められた期間内に定めなければならない。但し、特別の事由があるときは、市町村長は、都道府県知事の承認を受けて、その期間を延長することができ

る。

第六條第一項中「第三項」を「第五項」に、同条第三項中「第四條第一項又は第二項」を「第四條」に改め、同条中第七項を第八項とし、第七項として次の一項を加える。

7 第二十五条第一項の規定により地方農業調整委員会を置いた場合において、前項の規定により都道府県農業調整委員会の議決を経ようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ当該地方農業調整委員会の議決を経なければならない。

この場合において、当該議決に因つて第四條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により定められた当該地方農業調整委員会の区域に係る農業計画及びその実施に関し必要な事項の変更を生じたいときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、当該議決をもつて前項の規定による都道府県農業調整委員会の議決に替へることができ

第七條第一項中「生産者に対し」の下に「農林大臣の定める様式の書面をもつて」を、同条第三項中「変更があつた場合」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項において準用する本条第一項の規定による変更の指示があつた場合」を加へ、同条第四項を削り、第五項を第四項とする。

第八條第五項を次のように改める。

5 第一項の場合には、第六條第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第三項の期間満了後(同項但書の場合にあつては第八條第一項の請求を受けた日から)」と、「二十日(第三項の場合にあつては四十日)」とあるのは、「二十日(第三項の場合にあつては五十日)」と読み替へるものとする。

第八條の次に次の二条を加える。

第八條の二 農林大臣は、災害その他真に止むを得ない事由に因つて都道府県別の農業計画において定められた数量の主要食糧農産物を供出することが困難になつたと認めるとき、又は主要食糧農産物の需給の均衡を保持するため特に必要があるときは、作況等を考慮し、且つ、中央農業調整審議会及び都道府県知事の意見に基き、都道府県別の供出数量の変更及びその実施に関し必要な事項を定め、これを都道府県知事に指示することができる。

2 前項の規定による指示があつた場合には、第四條第一項、第二項及び第五項、第五條第一項、第二項、第四項及び第五項、第六條並びに第七條第一項及び第三項の規

定を準用する。この場合において、第六條第二項中「二十日(第三項の場合にあつては四十日)」とあるのは「十日(第三項の場合にあつては五十日)」と読み替へるものとす。

3 都道府県知事は、特に必要があるとき、第三條第一項又は本條第一項の規定により農林大臣の指示する都道府県別の農業計画又はその実施に關し必要な事項に変更を来さない場合に限り、農林大臣の承認を受け、且つ、都道府県農業調整委員會の議決を経て、第四條(前項)において準用する場合を含む)の規定によつて指示した市町村別の供出数量(第六條第三項(前項)において準用する場合を含む)の規定により変更があつたときは、その変更後の供出数量の変更及びその実施に關し必要事項を定め、これを市町村長に指示することができる。

4 前項の規定による指示があつた場合には、第四條第五項、第五條第一項、第二項、第四項及び第五項、第六條並びに第七條第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「二十日(第三項の場合にあつては四十日)」とあるのは「十日(第三項の場合にあつては五十日)」と読み替へるものとする。

第八條の三 前條の規定により供出数量を増加するときは、食糧事情の許し限り、第七條第一項の規定による指示を受けた生産者が、当該農業計画において定められた生産数量をこえて生産した主要食糧

農産物の一部を保有することができように、増加数量を定めなければならない。

第九條中「同條第五項」を「同條第四項」に改める。

第十一條第一項中「特に必要があるとき」の下に「利害關係人の意見をきき」を、「防護林の保全」の下に「防護林の伐採」を、「指示することができ」の下に「但し、森林法(明治四十年法律第四十三号)第十四條各号の一該當する除樹その他その伐採の指示をすることが著しく不適當であるものとして命令で定めたものに該當する除樹については、この限りでない。」を加え、第五項として次の一項を加える。

5 第一項の規定により指示を受けた者が当該指示に従うことに因つて損失を受けたときは、その者の請求により、当該指示に因つて利益を受けた者は、市町村農業調整委員會が利害關係人の意見をきいて定めたところに従ひ、これを補償しなければならない。

第十七條第二項中「第八條第五項」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項」を加える。
第二十四條中「第八條第五項」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項」を加え、「第四條第一項若しくは第二項」を「第四條第一項から第四項まで」に改める。

第二十五條第一項を次のように改め、同條第三項中「当該区域内の市町村長で都道府県知事の指定する者」とその他の者であつて都道府県知事の指定するもの」に改め

る。

都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、区域を定めて地方農業調整委員會を置くことができる。第二十六條中「第八條第五項」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項」を加え、「第四條第一項若しくは第二項」を「第四條第一項から第四項まで」に改める。

附則
この法律は公布の日から施行する。

十一月三十日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案(衆)

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項を次のように改める。

2 指定市町村の行つ競馬の開催は、各指定市町村につき、年二回以内とする。但し、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が第一條第一項の指定を受け、場合にあつては、当該市の存在する府県の区域内にある競馬場ごとに、年四回以内とする。

同條第三項中「指定市町村の数を「指定市町村の数(横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては一を減じたもの)」に、「四を加えたもの」を「四(横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八)を

加えたもの」に、同條第四項中「指定市町村の数」を「指定市町村の数(横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては一を減じたもの)」に、「四を乗じた回数」を「四(横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八)を乗じた回数」に改める。

同條中第五項及び第六項をそれぞれ第六項及び第七項とし、第七項及び第八項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第五項として次の一項を加える。

5 同一の都道府県の区域内にある指定市町村の組合であつて、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合の行つ競馬の開催は、競馬場ごとに、一年につき、その組合に加入している指定市町村の数の二を乗じた回数に二を加えたもの(その組合に加入している指定市町村が、加入前、その年にその競馬場において、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの)以内とする。

同條第六項中「指定市町村の数」を「指定市町村の数(横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては一を減じたもの)」に、「四を乗じた回数」を「四(横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八)を乗じた回数」に改める。

同條中第五項及び第六項をそれぞれ第六項及び第七項とし、第七項及び第八項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第五項として次の一項を加える。

つては、その回数を減じたもの」に改める。

同條第八項として次の一項を加える。

8 第三項又は第六項の組合の組織団体でなくなつた場合において、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市その年において行つ競馬の開催は、競馬場ごとに、その組合が、その年に、その競馬場において開催した競馬の回数とあわせて四回以内とする。

同條第九項中「第五項」を「第六項」に、同條第十項中「第七項」を「第九項」に改める。

附則
この法律は公布の日から施行する。